

別紙1 農林水産データ管理・活用基盤強化事業

第1 事業の実施方針

本事業は、データを活用した農業を推進するため、①農業分野におけるデータを事業者間で連携・共有する際に必要となる、データの標準化やAPI（Application Programming Interface:複数のアプリケーション等を接続・連携するために必要な仕組み）の連携に係る契約等の必要なルールづくり、②オープンAPI等を活用した新たなサービス開発、③農業データの川下との連携による付加価値の創出や環境に配慮した取組の見える化等について、ukabis（SIP第2期で開発された生産から加工、流通、販売、消費までデータの相互活用が可能なデータ連携プラットフォーム）を活用した実証を支援するものである。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

（1） オープンAPI等を活用したサービス事業体の機能強化

本事業は、①「農業データ連携・共有のための環境整備」及び②「オープンAPI等を活用した新たなサービス開発」から構成される。それぞれの取組内容については、次の①、②に定めるものとする。

① 農業データ連携・共有のための環境整備

農業用機械等（農業機械、環境計測機器や制御装置等のICT機器、穀物乾燥調製貯蔵施設、青果物選果施設等、農業生産から農産物調製・選果までにおいて利用される機械・機器）から得られるデータや、農作業の計画・履歴、農作物の生育状況、気象予報や病害虫の発生予察等のデータの連携・共有に必要となる、データの標準化やAPI連携に係る契約等のルールづくり等の取組を支援する。

事業の実施に当たっては、次のア、イ、カ及びキの取組は必須とし、それ以外のウ、エ及びオの取組は必要に応じて実施することとする。

事業の実施に要した費用については、アからキまでの取組ごとに区分し、整理することとする。

ア 事業検討委員会の設置・開催

次のイからキまでにおいて実施する取組内容の検討等を目的として、学識経験者、試験研究機関、機器製造事業者、農業用ソフトウェア製造事業者、農業者等を招へいして行う事業検討委員会を設置・開催する。

イ データの連携・共有に向けた調査・検討

次の（ア）から（ウ）までの取組を行う。取組に当たっては、運用基準等の各事業者が整備するAPIのデータ項目等を記載した標準仕様書や、APIを利用するに当たり遵守すべき利用規約等の合意形成を図ること。必要に応じて事業検討委員会に参画する事業者以外の関係事業者ヒアリングするなど、関係者の意見を広く伺うこと。また、運用基準の策定に当たっては、事業者がデータ連携プラットフォームにAPIを実装する際に円

滑に対応できるようにするため、標準仕様書等にデータ連携プラットフォームへのAPI実装方法について記載すること。

(ア) 連携対象として検討を進める農業データ項目の特定

(イ) (ア)の項目を円滑に連携・共有するためのデータの標準化やAPI連携に係る契約事項の整理等の必要な取組

(ウ) (ア)及び(イ)の取組成果を盛り込んだデータ連携・共有のための運用基準案の策定

ウ データの連携・共有を行うためのAPI等の整備、接続検証及び分析・評価

イの検討事項・内容に応じて、次の(ア)から(ウ)までの取組(データ連携プラットフォームを介したデータ提供・受領の仕組みの整備・検証を含む。)を行う。

(ア) 機器製造事業者又は農業用ソフトウェア製造事業者等によるデータ提供又は受領に係るAPI等の整備(APIの作成・改良とそれに付随してAPIの接続検証に必要なとなるシステム開発・改良)

(イ) (ア)で整備したAPIの接続の検証、当該農業用ソフトウェア上での運用確認、生産現場における有効性の検証(前年度に当事業で整備したAPIの検証・改良も含む。)

(ウ) (ア)及び(イ)の取組により明らかとなった課題等の整理及びイの(ウ)の運用基準案への反映、検討

エ データの連携・共有に向けた運用基準等の見直し

データ連携・共有を円滑に行うため、必要に応じて既存APIの標準仕様や利用規約について追記・修正事項等を検討する。

オ データの連携・共有に向けた推進方策の検討

イからエまでの結果を踏まえ、データの連携・共有を円滑に行うために必要となる事項について検討を行い、「農業分野におけるAPI整備に関するガイドライン(令和3年2月農林水産省策定)」(以下「ガイドライン」という。)等の追記・修正事項等を検討する。

カ 取組成果の普及活動等

事業実施主体は、オープンAPIの活用が他のシステム等にも広がるよう、本事業での取組についてホームページや講演での発表を行い、成果の公開・普及を行う。

キ 成果の報告

アからカまでの成果に関する報告書を作成し、公表する。

② オープンAPI等を活用した新たなサービス開発

データ活用の有効性を示すとともに、農業者によるデータ活用を推進し、農業の生産性

向上を図るため、「農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうち農業データ連携・共有のための環境整備」で整備されたオープンAPI等を活用したサービス事業体の機能強化等を目的とした新たなサービス開発を支援する。

事業の実施に当たっては、次の取組を実施することとする。なお、本事業において「サービス事業体」とは、農業現場における作業代行やデータ分析による生産性向上支援などのサービスをスマート農業技術を活用して提供する者（人材派遣のみや農業用機械のレンタル・リースのみを行う者は除く。）をいう。

事業の実施に要した費用については、アからオまでの取組ごとに区分し、整理することとする。

ア 事業検討委員会の設置・開催

次のイからオまでにおいて実施する取組内容の検討等を目的として、学識経験者、試験研究機関、機器製造事業者、農業用ソフトウェア製造事業者、農業者、サービス事業体等を招へいして行う事業検討委員会を設置・開催する。

イ オープンAPIを活用したサービス事業体の機能強化のための新たなサービス開発

オープンAPIを活用した新たなサービス開発について、アの事業検討委員会の検討内容に応じて、次の（ア）から（ウ）までの取組を行う。

- （ア） 「農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうち農業データ連携・共有のための環境整備」で策定されたオープンAPI標準仕様に基づくAPIの整備
- （イ） 農業用ソフトウェア製造事業者等による、システムの開発・改良
- （ウ） 必要に応じてデータ連携・活用の効果を高めるためのアプリケーション等の開発・改良

ウ 実証・検証

イで開発・改良したシステム等について、実証を行い、オープンAPIを活用した新たなサービスの実現可能性、有効性を検証する。その際、開発したサービスの利用者となり得るサービス事業体を実証に参加させることとする。また、必要に応じて、ガイドラインや既存APIの標準仕様、利用規約についても追記・修正を行う。

エ 取組成果の普及活動等

事業実施主体は、オープンAPIの活用が他のシステム等にも広がるよう、本事業での取組についてホームページや講演での発表を行い、成果の公開・普及を行う。

オ 成果の報告

アからエまでの成果に関する報告書を作成し、公表する。

（２） 農業データの川下とのデータ連携実証

生産現場のデータを川下事業者（卸売業、食品製造業、小売業及び外食産業等）に提

供する、又は川下事業者のデータを生産現場において取得するなどのデータ連携による付加価値の創出や環境に配慮した取組の見える化、輸出におけるトレーサビリティの確保等について、ukabisを活用した実証の取組を支援する。

事業の実施に当たっては、次のア、ウ、エ及びオの取組は必須とし、イの取組については必要に応じて実施することとする。また、事業の実施に要した費用については、アからオまでの取組ごとに区分し、整理することとする。

ア 事業検討委員会の設置・開催

次のイからオまでにおいて実施する取組内容の検討等を目的として、農業者、川下事業者、農業用ソフトウェア製造事業者、ukabisの運営事業者等で構成される事業検討委員会を設置・開催する。

イ 農業データの川下とのデータ連携を行うための新たなAPI等の整備、接続検証

アの事業検討委員会の検討内容に応じて、次の（ア）から（ウ）までの取組（ukabisを介したデータ提供・受領の仕組みの整備・検証を含む。）を行う。

（ア） 農業用ソフトウェア製造事業者等によるukabisを介したデータ提供又は受領に係るAPIの整備及びそれに付随して必要となるシステムの改良（データの匿名性・秘匿性等を確保する仕組みの開発・改良を含む。）

（イ） 必要に応じて当該データ連携の効果を高めるためのプログラムやアプリケーション等の開発・改良

（ウ） 農業用ソフトウェア製造事業者等による（ア）で整備したAPIや改良したシステム、（イ）で開発・改良したプログラムやアプリケーション等を接続した上での運用確認

ウ 実証・調査

農業者や川下事業者等において、ukabisから提供されるAPIやイにおいて新たに整備したAPI等を用いて、農業データの川下とのデータの連携実証を行い、生産現場及び川下事業者におけるデータ連携の有効性の検証や今後ビジネスとして取り組む際の課題等について調査を行った上で、分析、評価及び改善検討を行う。この場合、既存のシステムに連携させるためのシステム改良やデータ連携の効果を高めるためのアプリケーションの改良等（イで行う場合は除く。）を行うことができる。

エ 取組成果の普及活動等

事業実施主体は、アからウまでの取組成果が多く業界関係者にも広がるよう、ホームページや講演での発表を行い、成果の公開・普及を行う。

オ 成果の報告

アからエまでの成果に関する報告書を作成し、公表する。

2 事業実施期間

事業実施期間は令和8年3月31日までとする。

3 補助要件

(1) 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、1の取組内容に係る項目についての専門性を有する、以下の全ての要件を満たす事業化共同体（コンソーシアム）とする。

ア 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者、民間事業者の組織する団体、サービス事業体、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人又は地方独立行政法人のいずれかを構成員とすること。また、構成員のうちのいずれかが代表団体として選定されていること（法人格を有するものに限る。）。

イ 代表団体が、本事業に係る補助金交付の全ての手続を担うこと。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に係る規約等を明確に定めるほか、一つの手続に複数の者が関与するなど、事務手続に係る不正を防止する体制が整備されていること。

エ 本事業に係る経費関係その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有していること。

オ 1の(1)②の取組においては、サービス事業体の機能強化を目的として、システムの開発・改良とこれらを活用した実証を行うこととしていることから、農業用ソフトウェア製造事業者とサービス事業体を必ず構成員に含めること。また、両者が同一の事業者の場合は、成果の横展開につなげるため、1の(1)②のアで定める事業検討委員会の構成員に自社以外のサービス事業体を含めること。

カ 1の(2)の取組においては、生産現場と川下事業者のデータ連携実証を行うことから、実証に参加する農業者及び川下事業者を必ず構成員に含めること。また、1の(2)イの取組を実施する場合は、データ連携実証に必要なシステム開発・改良を行う農業用ソフトウェア製造事業者を必ず構成員に含めること。

(2) データの取扱い及びデータ連携プラットフォームの活用

本事業の実施に当たり、以下の項目について遵守すること。

ア 本事業のコンソーシアムに参加する構成員は、「農業分野におけるAI・データ契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）」の趣旨を十分に踏まえて取り組むこと。
また、1の（1）のコンソーシアムに参加する構成員は、「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン（令和3年2月農林水産省策定）」の趣旨についても十分に踏まえて取り組むこと。

イ 1の（1）②の取組においては、新たなサービス開発に活用するオープンAPIは、農林水産データ管理・活用基盤強化事業で整備され、データ連携プラットフォームや各社Webサイト等で実装されているものを活用すること。また、新たにオープンAPIを整備する場合にも同事業で策定された標準仕様に基づいたAPIとすること。

ウ 1の（2）イの取組を実施する場合は、本事業で新たに整備したAPIをukabisへ実装の上、実証を行うこと。また、いずれの取組（1の（2）イの取組を実施しない場合は除く。）についても原則事業終了後1年以内にAPIを実装・公開するとともに、その仕様や取扱い（利用方法、利用可能な者の範囲や利用料）について、第三者が容易に理解し、利用することができるよう、データ連携プラットフォームや事業者のWebサイト等で明示すること。

加えて、APIの公開日が明らかになり次第、速やかに、APIの名称や提供内容等を別添8にまとめ、農林水産省大臣官房政策課技術政策室（以下「技術政策室」という。）に提出するものとする。

（3） 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

応募団体等は、応募時に別添9の環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを技術政策室に提出すること。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、技術政策室に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

4 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額等が確認できるものに限る。

また、下記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあっては認めないものとする。

費用	細目	内容	注意点
----	----	----	-----

1. 直接経費			
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費	・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積り（該当する設備備品を扱う事業者が3社未満である場合を除き、原則3社以上）を徴収すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、情報通信機器・システム、ほ場、農業用機械等の借上げ経費	・農業用機械、機器等については、リースも対象とする。ただし、助成額は対象機械・機器等ごとに各取組において検証に必要な期間に発生するリース料に限るものとする。
	資料作成費	事業を実施するために直接必要な運用基準等の資料の作成に要する経費 ・謝金、人件費及び旅費	・謝金、人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・人件費については、事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）とする。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	開発・改良	事業を実施するために直接必要なシステ	・APIの整備・改良及びシステム開

	費	ム等の開発・改良に要する経費 ・システム設計費等 ・謝金、人件費及び旅費	発・改良（API接続検証に必要となる開発・改良を含む。）並びに当該データ連携の効果を高めるために必要なプログラムやアプリケーション等の開発・改良に必要な経費に限る。 ・謝金、人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・人件費については、事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）とする。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	資材費	事業を実施するために直接必要な種子・苗、肥料等の資材にかかる経費	
	情報発信費	事業を実施するために直接必要なウェブページ作成等の情報発信に要する経費	
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術的指導等を得るための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行うための旅費として、依頼した専門員に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
人件費		事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）	・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的 ・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
2. 一般管理費		事業を実施するために必要であるが、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な光熱水料、燃料費、電話回線使用料等の経費	・直接経費の15%以内とする。

（１） 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。

（２） リースの契約については次のア、イに定めるところにより取り扱うものとする。

ア リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械・機器等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の２者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア） 各取組の事業実施計画に記載された利用者及び機械・機器等に係るものであること。

- (イ) リース事業者が納入する機械・機器等は、原則として一般競争入札で選定すること。
- (ウ) リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
- (エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械・機器等であること。
- (オ) 本事業においてトラクター、コンバイン又は田植機をリース導入する場合は、オープンAPIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。
※なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

イ リース契約に係るリース料の助成額

リースに要する費用に対する助成額は、対象機械・機器等ごとに本事業において検証に必要な期間に発生するリース料に限るものとする。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施に当たり、別添1により事業実施計画を作成するとともに、農林水産技術会議事務局長に提出してその承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施計画は、農林水産技術会議事務局長が別に定める公募要領に基づき提出された事業実施計画をもってこれに代えることができる。

2 事業の承認

- (1) 農林水産技術会議事務局長は、事業実施計画の承認を行った場合には、当該事業実施主体に対し、別添2により承認した旨を通知するものとする。
- (2) 本事業の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、その承認の手続は(1)に準じて行うものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業の新設又は廃止

ウ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増

エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減

オ 成果目標の変更

3 成果目標の設定

- (1) 成果目標は、事業内容に応じて適切な指標を設定することとする。第2の1の(1)①の取組においては運用基準策定後のオープンAPIの整備及び実装の計画、第2の1の(1)②の取組においてはオープンAPIを活用したシステム開発・改良の具体的な内容及びその効果、第2の1(2)の取組においては実証により実現しようとしているデー

タ連携の効果、必要に応じてAPIの整備及びukabisへの実装の計画についても設定することとする。

(2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

4 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項に基づく交付決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急的かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農林水産技術会議事務局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別添3により農林水産技術会議事務局長に提出することとする。

5 管理運営

農林水産技術会議事務局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第4 事業の評価

- 1 事業実施主体は、自己評価を行い、別添4により事業評価報告書を作成し、事業完了年度の翌年度7月末日までに農林水産技術会議事務局長に報告するものとする。
- 2 1の事業評価が適正になされていないと判断される場合には、農林水産技術会議事務局長は、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 1の事業評価の報告を受けた場合には、技術政策室は、提出を受けた事業評価報告書の内容について、関係部局及び外部の有識者で構成する検討会を開催し、別添5により評価結果を取りまとめるものとする。
- 4 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合には、農林水産技術会議事務局長は、事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、必要に応じて、指導を行ってから1月以内に目標達成に向けた改善計画を別添6により提出させるものとする。
- 5 農林水産技術会議事務局長は、4の改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体から再度、別添4の事業評価報告書を提出させるものとする。

第5 その他

1 事業収支状況の報告

事業実施主体は、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、

回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。)の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が発生した場合には、補助事業の実施期間中の各事業年度終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別添7により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

2 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。

ア 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業化に係る総費用}) \\ \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$

(ア) 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

(イ) 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

(ウ) 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

イ 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された改良費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

(ア) 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

(イ) 式中の「補助事業に関連して支出された改良費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の改良費の合計額をいう。

- (2) 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降の5年間とする。

- (3) 収益納付の期限は、農林水産大臣が納付を命じた日から20日以内とする。

3 不用額の返還

国は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額又は返還を求めることができるものとする。

4 不正行為等に対する措置

農林水産技術会議事務局長は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をした場合、又はその疑いがある場合においては、当該不正行

為等に関する事実関係及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための
是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導するものとする。